

2 発生予防対策

(1) 実効性のある水際対策の実施

勸告	説明図表番号
<p>家畜伝染病の国内への侵入を防止するため、農林水産省は、空港及び海港における水際対策として、動物検疫所において、動物・畜産物の輸入検疫、靴底消毒・車両消毒のほか、入国者に対する質問（家畜伝染病予防法第46条の2、第46条の3及び第46条の4の規定に基づくもの（注））を実施している。</p> <p>（注）平成23年の家畜伝染病予防法の改正により、同年10月から、家畜防疫官が入国者に対し、農場等の畜産関連施設に立ち寄った際に着用していた衣類、靴や使用された器具等の携帯の有無について質問し、必要な限度において検査・消毒をすることができることとなった。また、質問に関する書類の配布等について、船舶や航空機の所有者等に対し、協力を求めることができることとなった。</p>	表 2-(1)-①
<p>このうち、入国者に対する質問については、農林水産省は、「家畜伝染病予防法第46条の2に基づく入国者に対する質問の当面の実施体制について」（平成23年9月8日農林水産省消費・安全局動物衛生課）により、当面の対応として、口蹄疫又はアフリカ豚コレラ発生国（以下「対象国」という。）から直接入港する航空機又は船舶による入国者を対象として、機内・船内放送等により要消毒物品（農場等に立ち入った際の靴や衣服等）又は肉製品等を所持する場合には、手荷物引き取り場内の「動物検疫カウンター」に立ち寄ることを求めるとともに、一部の便の入国者については、質問票の配布により同内容に関する質問等を行うこととしている。質問票の配布による質問については、業務量や体制等を勘案し、主要空港（成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港及び関西国際空港）では各港週10便に対し、新千歳空港及び福岡空港では各港週2便に対し、宮崎空港及び鹿児島空港では各港隔週1便に対し、その他の地方空港、海港ではリスクの高いチャーター便等に対し、実施することとしている。なお、質問票回収時に質問票の記入が済んでいない又は紛失等により質問票を所持していない入国者に対しては、家畜防疫官が口頭質問を行うこととされている。</p>	表 2-(1)-②、③
<p>今回、動物検疫所14か所（本所、6支所、6出張所及び1分室）における家畜伝染病の国内への侵入を防止するための水際対策の実施状況を調査したところ、輸入検疫、靴底消毒・車両消毒については、おおむね適切に実施されていたが、入国者に対する質問については、その方法を含め、見直しが必要な状況がみられた。</p> <p>平成26年度における主要空港等8港（主要4空港、新千歳空港、福岡空港、宮崎空港及び鹿児島空港）の入国者に対する質問の実施状況をみると、表1のとおり、上記通知に基づき8港全体で週45便に質問票を配布する計画となっているが、これは対象国からの入国便数週2,282便の2%に過ぎず、極めて限定されている。また、平成25年度の配布実績は、週45便の計画に対し、平均約17便（38%）となっており、計画の4割にも達していない。</p>	表 2-(1)-④

表1 主要空港等8港における一週間当たりの入国者に対する質問票の配布状況

対象国からの入国便数 (平成26年度) (注2) A	配布予定便数		配布便数 (注3)	
	B	B/A	C	C/B
2,282 便	45 便	2.0%	17.1 便	38.0%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 農林水産省は、平成25年度における主要空港等8港における対象国からの入国便数を把握していないため、26年度から集計が開始された「各空港、国際線の就航状況調べ(2014年12月26日国土交通省発表)」を基に、当省が試算したものである。

3 配布便数(C)は、平成25年度における一週間当たりの平均配布便数。

また、質問に対する回答状況については、表2のとおり、平成25年度の場合、8港全体で31万4,657人の質問対象者に質問票を配布し、6万2,433人(回答率約20%)が回答、これに家畜防疫官が口頭によって質問することにより回答を得た8万7,628人(回答率約28%)を加えても回答者数は15万61人(回答率約48%)と質問対象者全体の5割を下回っている状況となっている。

表2-(1)-④
(再掲)

表2 主要空港等8港における質問に対する回答率(平成25年度)

質問票配布 人数 D	左の回答数 E = F + G	質問票		口頭質問		回答率 E/D
		F	F/D	G	G/D	
		314,657 人	150,061 人	62,433 人	19.8%	

(注) 当省の調査結果による。

このように、水際対策の一つとして、当面の対応として実施している質問票の配布による質問等の取組については、配布対象が対象国からの入国便の一部に限定されており、また、回答率が5割を下回っているなど、不十分な状況にあるとみられる。農林水産省は、現状の取組について、有効性等に係る検証を行っているが、見直しには至っていない。

しかし、近隣諸国における口蹄疫等の発生状況を勘案すれば、対象国からの入国者に対し、要消毒物品の所持等に関する質問を的確に実施し、家畜伝染病等の侵入リスクを低減していく必要があると考えられる。

【所見】

したがって、農林水産省は、水際対策の実効性を確保するため、当面の対応として実施している現状の取組について、早期に、その有効性等に係る検証を終え、必要な見直しを行う必要がある。

表 2-1)-① 家畜伝染病予防法における水際対策に関する規定（抜粋）

<p>(入国者に対する質問等)</p> <p>第 46 条の 2 <u>家畜防疫官は、外国から入港した船舶又は航空機に乗って来た者（次条において「入国者」という。）に対して、その携帯品（第 40 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 41 条の検査を受けた物を除く。以下同じ。）のうちに要消毒物品（監視伝染病が現に発生している外国の地域において使用された物品であって家畜防疫官がその消毒をすることが必要であると認めるものをいう。次条において同じ。）が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。</u></p> <p>(入国者の携帯品の消毒)</p> <p>第 46 条の 3 家畜防疫官は、前条の検査の結果、入国者の携帯品のうちに要消毒物品が含まれていたときは、必要な限度において、当該要消毒物品を消毒することができる。</p> <p>(協力の要請)</p> <p>第 46 条の 4 動物検疫所長は、前 2 条の規定による事務を円滑に行うため必要があると認めるときは、<u>外国から入港した船舶若しくは航空機の所有者若しくは長（長に代わってその職務を行う者があるときは、その者）又は港若しくは飛行場の管理者（次項において「船舶の所有者等」という。）に対し、第 46 条の 2 の質問に関する書類の配布、検疫の手續に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。</u></p> <p>2 船舶の所有者等は、動物検疫所長から前項の規定による求めがあったときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。</p>

(注) 下線は当省が付した。

表 2-1)-② 「空港及び海港における水際検疫の強化（入国者への質問等）について」（平成 23 年 9 月 9 日付け 23 消安第 3164 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）の入国者に対する質問に関する内容（抜粋）

<p>別紙 2 家畜伝染病予防法第 46 条の 2 に基づく入国者に対する質問の当面の実施体制について（平成 23 年 9 月 8 日農林水産省消費・安全局動物衛生課）</p> <p>新制度（入国者に対する質問）の導入後における <u>当面の対応については、日本への直行便のある全ての口蹄疫又はアフリカ豚コレラの発生国を対象に以下のとおりとする。</u></p> <p>1 <u>全便（全員）に対する機内アナウンス・船内アナウンス・構内アナウンス等による質問事項該当者の動検カウンターへの誘導</u></p> <p>2 <u>質問票の配布による質問（モニタリング）</u></p> <p>(1) <u>主要空港等：成田、羽田、中部、関西、福岡、新千歳、宮崎及び鹿児島</u></p> <p>① <u>対象便数：当面の実施体制として、主要空港（成田、羽田、中部及び関西）は各港週 10 便、新千歳及び福岡空港は各港週 2 便、宮崎及び鹿児島空港は各港隔週 1 便とする。</u>また、適宜、検疫探知犬を活用した監視を併せて実施する。</p> <p>② 割当方法：各空港における対象便の 8 割は、アジアからの入国者の 8 割弱を占める上位 4 カ国（中国、韓国、台湾及び香港）からの到着便に便数に応じて割り当て、残る 2 割は、他の対象国からの到着便に偏りのないよう割り当てる。</p> <p>(2) その他の地方空港、海港</p> <p>リスクの高いチャーター便等を主体に適宜質問票を配布する。</p>

(3) 対象国において口蹄疫の大きな流行等(※)が確認された場合には、該当地域からの到着便について、(1)及び(2)の抽出率を上げる(強化モニタリング)。

※年末～春節～春分等の検疫強化期間には、抽出率アップを検討。

〈質問票の配布体制〉

- 動物検疫所は、税関等との事前調整の上、上述の質問票の配布対象便を指定(おおむね3か月ごとに更新。空海港ごとに国・航空会社等に大きな偏りのないよう配分)。
- 動物検疫所から税関、航空会社等に対し、指定した質問票の配布対象便を約1か月前に連絡(連絡先リスト作成中)
- 航空会社等は、出国カウンター又は機内で直接乗客に配布

〈質問票の回収体制〉

- 質問票の回収は、混乱のないよう、回収箱等を利用し、動物検疫所職員が行うこととし、動物検疫カウンター検査官のほか、手荷物受取所(ターンテーブル)、税関検査台前に1~2人を配置し、呼びかけ・回収等を行う。(動線が簡便な地方空港では人員を縮小)
- 回収箱は、原則として税関検査台の後ろに配置。また、ターンテーブルに案内板を乗せる。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(1)-③ 質問票記載内容(抜粋)

以下の質問の該当する□に“✓”でチェックしてください。「はい」の回答がある方は、手荷物引き取り場内にある「動物検疫カウンター」にお立ち寄り下さい。その他の方は、回収箱に投函又は家畜防疫官に提出してください。

1 過去1週間以内に牛、豚、鶏などの家畜に接触したり、牧場、と畜場などの畜産施設に立ち寄りしましたか？

はい□ いいえ□

2 家畜やその糞尿、牧場等の土に触れた衣類や靴などを所持していますか？

ハム、ソーセージなどの肉製品を所持していますか？

はい□ いいえ□

3 日本国内で、1週間以内に家畜に触れる予定がありますか？

はい□ いいえ□

(注) 1 動物検疫所の資料を基に当省が作成した。

2 本内容は、英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語、ロシア語のものも用意されている。

表2-1)-④ 主要空港等8港における質問の実施状況（平成25年度）

空港名	期間	対象国からの入国便数 (平成26年度)	計画		配布実績			質問票配布 人数(年間)	左の回答数		回答率
			配布予定 便数	対象国からの入国 便数に対する配布 予定率	配布便数	対象国からの入国 便数に対する配布 率	配布予定 便数に対する配布 率		質問票	口頭質問	
新千歳空港	週間	64便	2便	3.1%	1.3便	2.0%	65.4%	15,214人	7,491人	G	74.4%
	年間	3,328便	104便		68便				3,826人		
成田国際空港	週間	733便	10便	1.4%	0.9便	0.1%	8.7%	27,914人	505人		30.4%
	年間	38,116便	520便		45便				7,989人		
東京国際空港 (羽田空港)	週間	334便	10便	3.0%	1.1便	0.3%	11.0%	82,112人	5,557人		52.0%
	年間	17,368便	520便		57便				37,178人		
中部国際空港	週間	256便	10便	3.9%	6.9便	2.7%	69.4%	57,759人	23,477人		67.8%
	年間	13,312便	520便		361便				15,655人		
関西国際空港	週間	654便	10便	1.5%	4.1便	0.6%	40.6%	114,508人	17,188人		29.2%
	年間	34,008便	520便		211便				16,245人		
福岡空港	週間	224便	2便	0.9%	1.9便	0.8%	93.3%	12,902人	6,675人		88.5%
	年間	11,648便	104便		97便				4,748人		
宮崎空港	週間	6便	0.5便	8.3%	0.5便	7.7%	92.3%	2,004人	702人		82.7%
	年間	312便	26便		24便				838人		
鹿児島空港	週間	11便	0.5便	4.5%	0.4便	3.5%	76.9%	2,244人	838人		83.3%
	年間	572便	26便		20便				1,031人		
合計	週間	2,282便	45便	2.0%	17.1便	0.7%	37.7%	314,657人	62,433人		47.7%
	年間	118,664便	2,340便		883便				87,628人		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「対象国からの入国便数に対する配布予定率」、「対象国からの入国便数に対する配布率」及び「配布予定便数に対する配布率」については、年間の数値を基に計算している。

3 農林水産省は、平成25年度における主要空港等8港における対象国からの入国便数を把握していないため、「対象国からの入国便数(週間)」は、「各空港、国際線の就航状況調べ(2014年12月26日国土交通省発表)」による。

4 「対象国からの入国便数(年間)」、「配布予定便数(年間)」及び「配布便数(週間)」については、1年を52週とし、1週間の入国便数、1週間の配布予定便数、年間の配布便数から、それぞれ算出した。

5 「配布便数」及び「質問票配布人数(年間)」については、欠航により配布できなかったものは除いている。